

平成 17 年 11 月 24 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

海外子会社の配当支払いについて

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 くろやなぎ のぶお 畔柳 信雄）の子会社である株式会社 UFJ 銀行（頭取 おきはら たかむね 沖原 隆宗）は、本日、その海外特別目的子会社である Tokai Preferred Capital Company L.L.C.の発行する優先証券（OPCO 証券）について、次回配当支払日（平成 17 年 12 月 30 日）において優先配当を実施することを決定しました。

以 上

【 OPCO 証券の概要 】

発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.
発行証券の種類	<p>配当非累積型優先証券</p> <p>(以下、「本優先証券」という)</p> <p>本優先証券の所有者は、当社の子会社であるUFJ銀行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当優先権を与えられている。</p>
償還期限	<p>永久</p> <p>ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部又は一部を償還することができる。本優先証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。</p>
配当	<p>非累積型・固定配当</p> <p>ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。</p>
発行総額	10億米ドル（1券面当たり発行価額1,000米ドル）
払込日	平成10年3月26日
配当支払の内容	<p>配当支払日</p> <p>毎年6月末日と12月末日</p> <p>当該日が営業日でない場合は、直前の営業日とする。</p>
配当停止条件	<p>下記のいずれかに該当する場合、本優先証券に対する配当は停止され、停止された配当は累積しない（ただし、UFJ銀行が発行体に対し配当支払を指示した場合、ならびに下記強制配当支払日に該当する場合を除く）。</p> <p>(1) 発行体の普通株主である Tokai Preferred Capital Holdings Inc. (UFJ銀行100%子会社) が、発行体に配当停止を指示した場合</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合</p> <p>「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の連結自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p>
強制配当	UFJ銀行がある会計年度について配当を行った場合、発行体は当該会計年度の期末が属する暦年の12月、及び翌年の6月の配当支払日（強制配当支払日）に、満額配当を行わなければならない。
残余財産分配請求優先権	1券面当たり1,000米ドル